

福井県職員【文化財調査員（建築学）】募集案内

1 採用職種、採用予定人員等

- (1) 採用職種 文化財調査員（建築学）
- (2) 採用予定人員 1名
- (3) 採用予定日 令和5年4月1日
- (4) 職務内容
文化財調査員として、歴史・文化財の調査研究、教育普及活動等に従事
- (5) 給 与
 - ①初任給：205,500円（令和4年4月現在。大学卒業者で研究職給料表適用の場合。）
なお、職歴などがある人については、上記初任給の額に一定の基準で算出された額が加算される場合があります。
 - ②諸手当：扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

2 応募資格

- (1) 年 齢 昭和58年4月2日以降に生まれた者
- (2) 学 歴 等 下記ア、イのいずれにも該当する者
 - ア 学校教育法による大学（短期大学を除く）または大学院で、建築学に関する専門課程を卒業（修了）した者または令和5年3月31日までに卒業（修了）見込みの者で、我が国の建造物の歴史・文化財に関する専門的知識を有し、かつ、文化財の保存に関し広い視野を有する者
併せて、伝統的建築物等の調査、研究、復元、展示および教育普及に関する専門的知識および技術を有する者
 - イ 学芸員資格を有する者または令和5年3月31日までに取得見込みの者
- (3) 欠格事項 次の各号のいずれかに該当する者は応募できません。
 - ①地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
 - ②平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 選考方法

(1) 第1次試験

教養試験	公務員とし必要な一般的知識および知能について、択一式による筆記試験を行います。[150分]
------	---

専門試験	職務の遂行に必要な学識、応用能力、判断力および理解力について、記述式による筆記試験を行います。[100分]
適性検査Ⅰ	公務員として職務遂行上必要な素質および適性を有するかどうかについて検査を行います。
適性検査Ⅱ	公務員として職務遂行上必要な素質および適性を有するかどうかについて検査を行います。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対し、次の試験を行います。

口述試験	受験者の人柄、性格、職務遂行能力等について、個別面接を行います。
書類審査	事前に提出された書類による書類審査を行います。

(3) 第3次試験

第2次試験合格者に対し、福井県人事委員会による面接を行います。

4 試験の日時および場所

区分	試験日時	場 所
第1次試験	令和4年6月5日(日) 8:40~15:45 (受付 8:00~)	福井県坂井市春江町江留上緑8-1 福井県自治研修所 電話 0776-58-2350
	[注意事項]・当日は、8時30分までに会場にお越しください。 ・運転免許証等身分を証明するものを受付で提示してください。 ・筆記用具を持参してください。	
第2次試験	令和4年7月上旬(予定)	(詳細については、第1次試験合格者に郵便で通知します)
第3次試験	令和4年8月中旬(予定)	(詳細については、第2次試験合格者に郵便で通知します)

5 合格発表

区分	期 日	方 法
第1次試験	令和4年6月中旬(予定)	合格者の受験番号を福井県のホームページに掲載するほか、第1次試験受験者全員に合否を郵便で通知します。
第2次試験	令和4年7月中旬(予定)	合格者の受験番号を福井県のホームページに掲載するほか、第2次試験受験者全員に合否を郵便で通知します。
第3次試験	令和4年8月下旬(予定)	合格者の受験番号を福井県のホームページに掲載するほか、第3次試験受験者全員に合否を郵便で通知します。

6 提出書類

(1) 就職願書(所定の様式を使用のこと)

1部

※就職願書は、福井県教育庁生涯学習・文化財課（県庁11階）で配布します。

※福井県生涯学習・文化財課ホームページに掲載した就職願書の様式をダウンロードして、A4判の白紙に黒色で印刷したものを使用しても結構です。

(<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/syoubun/index.html>)

- (2) 大学卒業証明書または大学院修了証明書（在学中の者は在学証明書） 1部
・卒業（修了）証書の写しは不可
- (3) 成績証明書（大学学部以上すべて） 1部
- (4) 学芸員資格を取得していることを証する書類の写しまたは取得見込み証明書 1部

※提出書類に不備がある場合は、受験できません。

※受験の際に提出された書類は一切返却しません。

7 受付期間および受付時間

- (1) 受付期間 令和4年4月26日（火）から令和4年5月19日（木）まで（消印有効）
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土・日曜日および祝日は除く。）

※郵送の場合は、封筒の表に「文化財調査員（建築学）募集申込」と朱書きの上、必ず書留郵便にしてください

※令和4年5月19日（木）までの消印があるものに限り受け付けます。（令和4年5月12日（木）以降に郵送する場合は、必ず速達書留にしてください。）

※受付期間終了後、受験番号を記載した通知を送付します。なお、5月26日（木）までに通知が届かない場合には、お問い合わせください。

8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、福井県個人情報保護条例第24条第1項の規定により、口頭での開示を請求することができます。

(1) 開示の内容等

口頭で開示を請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者本人	総合得点 および順位	合格発表の日 から1か月間	福井市大手3丁目17-1 福井県教育庁生涯学習・文化財課 (福井県庁11階)

(2) 開示請求の手続き

開示請求する場合は、以下のいずれかの書類を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、請求者本人（代理人は認めません。）が、直接教育庁生涯学習・文化財課へお越しください。（ただし、土曜日、日曜日および祝日は受付しておりません。）

- ① 運転免許証
- ② 日本国旅券（パスポート）
- ③ 個人番号カード
- ④ 学生証
- ⑤ 各種健康保険の被保険者証
- ⑥ 各種年金手帳等

9 その他

- (1) この試験は、国家公務員、教育公務員、他の都道府県・市町村等に勤務する地方公務員の採用試験ではありませんから、注意してください。
- (2) 障がいのある方で、受験において何らかの配慮を希望される場合は、申込時にその旨をお知らせください。ただし、内容によってはお答えできないことがあります。

10 受験申込みおよび問合せ先

福井県教育庁生涯学習・文化財課（県庁11階）
〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
電話 0776-20-0556（直通）

新型コロナウイルス感染症の今後の状況や災害の発生等やむを得ない事情により、急遽、試験日程や会場等を変更する場合があります。その場合、緊急連絡事項をお知らせする場合がありますので、必ず事前に福井県生涯学習・文化財課ホームページをご確認ください。